

平成27年度介護報酬改定速報
＜新旧対照表＞
（その7-②）

各論：施設系サービス
（病院・診療所・認知症療養病棟）

2015年2月19日（木）

発信者：株式会社 佐々木総研
経営コンサルティング部
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

各サービスごとの変更点

- ▶ 各事業所ごとに変更の要点のまとめ
 - ▶ 記載している単位数の表は説明のための一例
- ▶ 各事業所ともに本体単位数は大幅に見直し
 - ▶ 医療機関、ケアマネージャー及び各事業所・担当者との連携体制を整備して在宅での生活を支援していく体制や取り組みを行うことにより加算の算定を行うことが必要となります。
- ▶ 居宅療養管理指導費については変更なし
- ▶ 項目別基本報酬及び算定要件は、厚労省の発表資料をご覧ください
 - ▶ 厚生労働省→社会保障審議会→介護給付費分科会
→第119回2月6日開催 「資料」に詳細内容が記載されています
 - ▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>
- ▶ なお、地域区分の見直しは以下の通り（九州、山口県抜粋）

区分		上乗せ割合		地 域	
(旧)	(新)	(旧)	(新)		
4級地	5級地	10%	10%	福岡県	福岡市
6級地	6級地	3%	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
6級地	7級地	3%	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市
6級地	その他	3%	—	福岡県	宇美町・志免町・須恵町・久山町

介護保険施設等 介護療養型医療施設：病院①

▶ 療養型介護療養施設サービス費（I）

▶ 看護6：1、介護4：1

療養型介護療養施設サービス費（I）		要介護	（旧）	（新）
（a）療養型介護療養施設 （i）従来型個室		要介護1	676単位	641単位
		要介護2	785単位	744単位
		要介護3	1,020単位	967単位
		要介護4	1,120単位	1,062単位
		要介護5	1,210単位	1,147単位
（b）療養型介護療養施設 療養機能強化型A （ii）従来型個室		要介護1	（新設）	669単位
		要介護2	（新設）	777単位
		要介護3	（新設）	1,010単位
		要介護4	（新設）	1,109単位
		要介護5	（新設）	1,198単位
（c）療養型介護療養施設 療養機能強化型B （iii）従来型個室		要介護1	（新設）	659単位
		要介護2	（新設）	765単位
		要介護3	（新設）	995単位
		要介護4	（新設）	1,092単位
		要介護5	（新設）	1,180単位
（d）療養型介護療養施設 （iv）多床室		要介護1	786単位	745単位
		要介護2	895単位	848単位
		要介護3	1,130単位	1,071単位
		要介護4	1,230単位	1,166単位
		要介護5	1,320単位	1,251単位
（e）療養型介護療養施設 療養機能強化型A （v）多床室		要介護1	（新設）	778単位
		要介護2	（新設）	886単位
		要介護3	（新設）	1,119単位
		要介護4	（新設）	1,218単位
		要介護5	（新設）	1,307単位
（f）療養型介護療養施設 療養機能強化型B （vi）多床室		要介護1	（新設）	766単位
		要介護2	（新設）	873単位
		要介護3	（新設）	1,102単位
		要介護4	（新設）	1,199単位
		要介護5	（新設）	1,287単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：病院②

▶ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）：看護6：1、介護5：1

療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ）		要介護	（旧）	（新）
（a）療養型介護療養施設 （i）従来個室		要介護1	616単位	586単位
		要介護2	724単位	689単位
		要介護3	883単位	841単位
		要介護4	1,037単位	987単位
		要介護5	1,079単位	1,027単位
（b）療養型介護療養施設 療養機能強化型 （ii）従来型個室		要介護1	（新設）	601単位
		要介護2	（新設）	707単位
		要介護3	（新設）	862単位
		要介護4	（新設）	1,012単位
		要介護5	（新設）	1,053単位
（c）療養型介護療養施設 （iii）多床室		要介護1	726単位	691単位
		要介護2	834単位	794単位
		要介護3	993単位	945単位
		要介護4	1,147単位	1,092単位
		要介護5	1,188単位	1,131単位
（d）療養型療養施設 療養機能強化型 （iv）多床室		要介護1	（新設）	709単位
		要介護2	（新設）	814単位
		要介護3	（新設）	969単位
		要介護4	（新設）	1,119単位
		要介護5	（新設）	1,159単位

▶ 療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）：看護6：1、介護6：1

療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ）		要介護	（旧）	（新）
（a） （i）従来個室		要介護1	587単位	564単位
		要介護2	697単位	670単位
		要介護3	846単位	813単位
		要介護4	1,001単位	962単位
		要介護5	1,042単位	1,001単位
（b） （ii）従来型個室		要介護1	697単位	670単位
		要介護2	806単位	775単位
		要介護3	956単位	919単位
		要介護4	1,111単位	1,068単位
		要介護5	1,152単位	1,107単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：病院③

▶ 療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ）：看護6：1、介護4：1

療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
（a）療養型経過型介護療養施設 （i）従来個室	要介護1	676単位	650単位
	要介護2	785単位	754単位
	要介護3	933単位	897単位
	要介護4	1,023単位	983単位
	要介護5	1,113単位	1,070単位
（b）療養型経過型介護療養施設 （ii）多床室	要介護1	786単位	755単位
	要介護2	895単位	860単位
	要介護3	1,043単位	1,002単位
	要介護4	1,133単位	1,089単位
	要介護5	1,223単位	1,175単位

▶ 療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ）：看護8：1、介護6：1

療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	要介護	（旧）	（新）
（a）療養型経過型介護療養施設 （i）従来個室	要介護1	676単位	650単位
	要介護2	785単位	754単位
	要介護3	892単位	857単位
	要介護4	982単位	944単位
	要介護5	1,072単位	1,030単位
（b）療養型経過型介護療養施設 （ii）多床室	要介護1	786単位	755単位
	要介護2	895単位	860単位
	要介護3	1,001単位	962単位
	要介護4	1,091単位	1,048単位
	要介護5	1,182単位	1,136単位

▶ 処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.0%、（Ⅱ）1.1%

介護保険施設等

介護療養型医療施設：病院④

▶ ユニット型療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）：看護6：1、介護4：1

ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
（a）ユニット型療養型介護療養施設 （i）ユニット型個室	要介護1	789単位	767単位
	要介護2	898単位	870単位
	要介護3	1,133単位	1,093単位
	要介護4	1,233単位	1,188単位
	要介護5	1,323単位	1,273単位
（b）ユニット型療養型介護療養施設 療養機能強化型A（ii）ユニット型個室	要介護1	（新設）	795単位
	要介護2	（新設）	903単位
	要介護3	（新設）	1,136単位
	要介護4	（新設）	1,235単位
	要介護5	（新設）	1,324単位
（c）ユニット型療養型介護療養施設 療養機能強化型B（iii）ユニット型個室	要介護1	（新設）	785単位
	要介護2	（新設）	891単位
	要介護3	（新設）	1,121単位
	要介護4	（新設）	1,218単位
	要介護5	（新設）	1,306単位
（d）ユニット型療養型介護療養施設 （iv）ユニット型準個室	要介護1	789単位	767単位
	要介護2	898単位	870単位
	要介護3	1,133単位	1,093単位
	要介護4	1,233単位	1,188単位
	要介護5	1,323単位	1,273単位
（e）ユニット型療養型介護療養施設 療養機能強化型A（v）ユニット型準個室	要介護1	（新設）	795単位
	要介護2	（新設）	903単位
	要介護3	（新設）	1,136単位
	要介護4	（新設）	1,235単位
	要介護5	（新設）	1,324単位
（f）ユニット型療養型介護療養施設 療養機能強化型B（vi）ユニット型準個室	要介護1	（新設）	785単位
	要介護2	（新設）	891単位
	要介護3	（新設）	1,121単位
	要介護4	（新設）	1,218単位
	要介護5	（新設）	1,306単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：病院⑤

▶ ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ）

▶ 看護 6：1、介護 4：1

ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	要介護	（旧）	（新）
ユニット型療養型経過型介護療養施設 （i）ユニット型個室	要介護 1	789単位	767単位
	要介護 2	898単位	870単位
	要介護 3	1,046単位	1,006単位
	要介護 4	1,136単位	1,091単位
	要介護 5	1,226単位	1,176単位
ユニット型療養型経過型介護療養施設 （ii）ユニット型準個室	要介護 1	789単位	767単位
	要介護 2	898単位	870単位
	要介護 3	1,046単位	1,006単位
	要介護 4	1,136単位	1,091単位
	要介護 5	1,226単位	1,176単位

▶ 処遇改善加算：加算（Ⅰ）2.0%、（Ⅱ）1.1%

▶ 変更になった加算・減算項目（病院・クリニック・認知症療養共通）

項 目	（旧）	（新）
経口維持加算（1月につき） ・経口維持加算（Ⅰ） 経口による食事摂取者で摂食機能障害や誤嚥を有する入所者 医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネ・その他の職 種が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画作成 医師・歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を実施 ・経口維持加算（Ⅱ） 経口維持加算（Ⅰ）において行う（Ⅰ）以外の医師・歯科医 師・歯科衛生士・S Tが加わった場合に加えて加算 ※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可	（Ⅰ）28単位 （Ⅱ）5単位 （新設）	（Ⅰ）400単位 （Ⅱ）100単位
口腔衛生管理体制加算（1月につき）：（名称の変更） （旧：口腔機能維持管理体制加算） ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員 に対する口腔ケアにかかる技術的助言・指導を月1回以上実施	30単位	30単位
口腔衛生管理加算（1月につき）：（名称の変更） ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケア を月4回以上実施 ※口腔衛生管理体制加算算定が必須	110単位	110単位
療養食加算（1日につき）	23単位	18単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：診療所①

▶ 診療所型介護療養施設サービス費（I）：看護6：1、介護6：1

診療所型介護療養施設サービス費（I）	要介護	（旧）	（新）
（a）診療所型介護療養施設 （i）従来型個室	要介護1	657単位	623単位
	要介護2	709単位	672単位
	要介護3	760単位	720単位
	要介護4	810単位	768単位
	要介護5	862単位	817単位
（b）診療所型介護療養施設 療養機能強化型A（ii）従来型個室	要介護1	（新設）	650単位
	要介護2	（新設）	702単位
	要介護3	（新設）	752単位
	要介護4	（新設）	802単位
	要介護5	（新設）	853単位
（c）診療所型介護療養施設 療養機能強化型B（iii）従来型個室	要介護1	（新設）	641単位
	要介護2	（新設）	691単位
	要介護3	（新設）	741単位
	要介護4	（新設）	790単位
	要介護5	（新設）	840単位
（d）診療所型介護療養施設 （iv）多床室	要介護1	767単位	727単位
	要介護2	818単位	775単位
	要介護3	870単位	825単位
	要介護4	920単位	872単位
	要介護5	972単位	921単位
（e）診療所型介護療養施設 療養機能強化型A（v）多床室	要介護1	（新設）	759単位
	要介護2	（新設）	810単位
	要介護3	（新設）	861単位
	要介護4	（新設）	911単位
	要介護5	（新設）	962単位
（f）診療所型介護療養施設 療養機能強化型B（vi）多床室	要介護1	（新設）	748単位
	要介護2	（新設）	798単位
	要介護3	（新設）	848単位
	要介護4	（新設）	897単位
	要介護5	（新設）	948単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：診療所②

▶ 診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）：看護+介護 3：1

診療所型介護療養施設サービス費（Ⅲ）		要介護	（旧）	（新）
(a) (i) 従来型個室		要介護 1	568単位	546単位
		要介護 2	614単位	590単位
		要介護 3	659単位	633単位
		要介護 4	705単位	678単位
		要介護 5	750単位	721単位
(b) (ii) 多床室		要介護 1	678単位	652単位
		要介護 2	723単位	695単位
		要介護 3	769単位	739単位
		要介護 4	814単位	782単位
		要介護 5	860単位	826単位

▶ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費：看護 6：1、介護 6：1

診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ）		要介護	（旧）	（新）
(一) ユニット型診療所型介護療養施設（Ⅰ） ユニット型個室		要介護 1	770単位	748単位
		要介護 2	821単位	797単位
		要介護 3	873単位	845単位
		要介護 4	923単位	893単位
		要介護 5	975単位	942単位
(二) ユニット型診療所型介護療養施設（Ⅱ） 療養機能強化型A ユニット型個室		要介護 1	（新設）	775単位
		要介護 2	（新設）	827単位
		要介護 3	（新設）	877単位
		要介護 4	（新設）	927単位
		要介護 5	（新設）	978単位
(三) ユニット型診療所型介護療養施設（Ⅲ） 療養機能強化型B ユニット型個室		要介護 1	（新設）	766単位
		要介護 2	（新設）	816単位
		要介護 3	（新設）	866単位
		要介護 4	（新設）	915単位
		要介護 5	（新設）	965単位
(四) ユニット型診療所型介護療養施設（Ⅳ） ユニット型準個室		要介護 1	770単位	748単位
		要介護 2	821単位	797単位
		要介護 3	873単位	845単位
		要介護 4	923単位	893単位
		要介護 5	975単位	942単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：診療所③

▶ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費：看護6：1、介護6：1

ユニット型診療所型介護療養施設サービス費	要介護	(旧)	(新)
(五) ユニット型診療所型介護療養施設 (V) 療養機能強化型 A ユニット型準個室	要介護 1	(新設)	775単位
	要介護 2	(新設)	827単位
	要介護 3	(新設)	877単位
	要介護 4	(新設)	927単位
	要介護 5	(新設)	978単位
(六) ユニット型診療所型介護療養施設 (VI) 療養機能強化型 B ユニット型準個室	要介護 1	(新設)	766単位
	要介護 2	(新設)	816単位
	要介護 3	(新設)	866単位
	要介護 4	(新設)	915単位
	要介護 5	(新設)	965単位

▶ 加算・減算について

項目	単位数
診療所療養病床設備基準減算 ・廊下幅が設備基準を満たさない場合	△60単位
入院患者の定員超過の場合	所定単位数の 70/100相当で算定

介護保険施設等

介護療養型医療施設：認知症療養病棟①

▶ 認知症疾患型介護療養施設サービス費

認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) ＜大学病院等＞ 看護3：1、介護6：1	要介護	(旧)	(新)
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) (a) (i) 従来型個室	要介護 1	1,006単位	967単位
	要介護 2	1,073単位	1,031単位
	要介護 3	1,139単位	1,095単位
	要介護 4	1,206単位	1,159単位
	要介護 5	1,273単位	1,223単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) (b) (ii) 多床室	要介護 1	1,116単位	1,072単位
	要介護 2	1,183単位	1,137単位
	要介護 3	1,249単位	1,200単位
	要介護 4	1,316単位	1,265単位
	要介護 5	1,382単位	1,328単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) ＜一般病院＞ 看護4：1、介護4：1	要介護	(旧)	(新)
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) (a) (i) 従来型個室	要介護 1	949単位	912単位
	要介護 2	1,019単位	979単位
	要介護 3	1,089単位	1,047単位
	要介護 4	1,159単位	1,114単位
	要介護 5	1,228単位	1,180単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II) (b) (ii) 多床室	要介護 1	1,059単位	1,018単位
	要介護 2	1,129単位	1,085単位
	要介護 3	1,198単位	1,151単位
	要介護 4	1,269単位	1,220単位
	要介護 5	1,338単位	1,286単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) ＜一般病院＞ 看護4：1、介護5：1	要介護	(旧)	(新)
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) (a) (i) 従来型個室	要介護 1	920単位	884単位
	要介護 2	989単位	950単位
	要介護 3	1,056単位	1,015単位
	要介護 4	1,124単位	1,080単位
	要介護 5	1,191単位	1,145単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (III) (b) (ii) 多床室	要介護 1	1,030単位	990単位
	要介護 2	1,098単位	1,055単位
	要介護 3	1,166単位	1,121単位
	要介護 4	1,234単位	1,186単位
	要介護 5	1,301単位	1,250単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：認知症療養病棟②

▶ 認知症疾患型介護療養施設サービス費

認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) 〈一般病院〉 看護4：1、介護6：1	要介護	(旧)	(新)
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) (a) (i) 従来型個室	要介護 1	904単位	869単位
	要介護 2	971単位	933単位
	要介護 3	1,037単位	997単位
	要介護 4	1,104単位	1,061単位
	要介護 5	1,171単位	1,125単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) (b) (ii) 多床室	要介護 1	1,014単位	974単位
	要介護 2	1,081単位	1,039単位
	要介護 3	1,147単位	1,102単位
	要介護 4	1,214単位	1,167単位
	要介護 5	1,280単位	1,230単位

認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) 経過措置型〈一般病院〉 看護5：1 (介護含めて4：1)、介護6：1	要介護	(旧)	(新)
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) (a) (i) 従来型個室	要介護 1	843単位	810単位
	要介護 2	909単位	874単位
	要介護 3	976単位	938単位
	要介護 4	1,043単位	1,002単位
	要介護 5	1,109単位	1,066単位
認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) (b) (ii) 多床室	要介護 1	953単位	916単位
	要介護 2	1,019単位	979単位
	要介護 3	1,086単位	1,044単位
	要介護 4	1,153単位	1,108単位
	要介護 5	1,219単位	1,171単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：認知症療養病棟③

▶ 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費

認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 看護5：1、介護6：1	要介護	(旧)	(新)
認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ） (a) (i) 従来型個室	要介護1	746単位	717単位
	要介護2	812単位	780単位
	要介護3	879単位	845単位
	要介護4	946単位	909単位
	要介護5	1,012単位	973単位
認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ） (b) (ii) 多床室	要介護1	856単位	823単位
	要介護2	922単位	886単位
	要介護3	989単位	950単位
	要介護4	1,056単位	1,015単位
	要介護5	1,122単位	1,078単位

▶ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費

ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ） <大学病院等> 看護3：1、介護6：1	要介護	(旧)	(新)
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ） (a) (i) ユニット型個室	要介護1	1,119単位	1,093単位
	要介護2	1,185単位	1,157単位
	要介護3	1,252単位	1,221単位
	要介護4	1,319単位	1,285単位
	要介護5	1,385単位	1,349単位
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ） (b) (ii) ユニット型準個室	要介護1	1,119単位	1,093単位
	要介護2	1,185単位	1,157単位
	要介護3	1,252単位	1,221単位
	要介護4	1,319単位	1,285単位
	要介護5	1,385単位	1,349単位
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ） <一般病院> 看護4：1、介護4：1	要介護	(旧)	(新)
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ） (a) (i) ユニット型個室	要介護1	1,062単位	1,038単位
	要介護2	1,132単位	1,105単位
	要介護3	1,201単位	1,173単位
	要介護4	1,272単位	1,240単位
	要介護5	1,341単位	1,306単位
ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ） (b) (ii) ユニット型準個室	要介護1	1,062単位	1,038単位
	要介護2	1,132単位	1,105単位
	要介護3	1,201単位	1,173単位
	要介護4	1,272単位	1,240単位
	要介護5	1,341単位	1,306単位

介護保険施設等 介護療養型医療施設：共通①

▶ 施設基準

サービスの条件（施設基準）

その他（多床室）

- ・人員配置：
 - <病院> 看護職員6：1、介護職員4：1
 - <診療所> 看護職員6：1

療養機能強化型A（多床室）

- ・直近3か月間における患者割合
 - ①重篤な身体疾患・身体合併症有の認知症高齢者 5割以上
 - ②一定の医療処置（喀痰吸引・経管栄養・インスリン注射）が必要な患者 5割以上
 - ③ターミナルケアを受けている患者 1割以上
（医師の診断、本人・家族の同意と計画書作成・医師・看護・介護職等の共同実施）
- ・生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること
- ・地域に貢献する活動をしていること
- ・人員配置：（常勤換算による）
 - <病院> 看護職員6：1、介護職員4：1
 - <診療所> 看護職員6：1、介護職員6：1

療養機能強化型B（多床室）

- ・直近3か月間における患者割合
 - ①重篤な身体疾患・身体合併症有の認知症高齢者 5割以上
（診療所 4割以上）
 - ②一定の医療処置（喀痰吸引・経管栄養・インスリン注射）が必要な患者 3割以上
（診療所は 2割以上）
 - ③ターミナルケアを受けている患者 1割以上
（診療所は 0.5割）
（医師の診断、本人・家族の同意と計画書作成・医師・看護・介護職等の共同実施）
- ・生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること
- ・地域に貢献する活動をしていること
- ・人員配置：（常勤換算による）
 - <病院> 看護職員6：1、介護職員4：1又は5：1
 - <診療所> 看護職員6：1、介護職員6：1

定員超過利用・人員基準欠如の減算（病院）

- ①定員超過、②看護・介護職員の人員基準欠如、
- ③ケアマネの人員基準欠如については所定単位の70/100相当を算定
- ④看護師の員数が看護職員配置基準の20%未満の場合については、所定単位の90/100相当算定
- ⑤医師の員数が医師配置基準の60%未満の場合は、△12単位又は所定単位数の90/100相当算定

設備基準（病院・診療所共通）

- ・廊下幅：片側居室 1.8m、両側居室 2.7m
- ・病室：1室の定員は4名、内法で6.4㎡以上、食堂は1㎡／1人あたり
- ・機能訓練室：40㎡以上、必要な器具を有する

- ▶ 多床室における基準費用額の見直しについては、介護老人保健施設「※1 多床室に居住費導入（補足給付）」を参照

介護保険施設等

介護療養型医療施設：共通②

▶ その他の加減算

※認知症疾患療養にも適応できるものは **認知療養** と記載

項目名	単位数
夜勤職員の勤務状況の基準を満たさない場合（1日につき） ・夜間の人員配置が30：1以上、平均夜勤時間が64時間以下	△25単位
身体拘束廃止未実施減算（1日につき）	△5単位
ユニットケア体制未実施減算（1日につき）	所定単位数の 97/100相当
病院療養病床療養環境減算（1日につき） ・廊下幅：片側居室（1.8m）、両側居室（2.7m）	△25単位
医師配置減算（1日につき） ・医師の員数が満たない場合の減算	△12単位
夜間勤務等看護加算 イ 夜間勤務等看護加算（Ⅰ） □ 夜間勤務等看護加算（Ⅱ） ハ 夜間勤務等看護加算（Ⅲ） ニ 夜間勤務等看護加算（Ⅳ）	イ 23単位 □ 14単位 ハ 14単位 ニ 7単位
若年性認知症患者受入加算（1日につき）	120単位
外泊時費用 ・1月に6日を限度、外泊の初日・最終日には算定不可	362単位
試行的退院サービス費（1日につき） ・退院見込みのある者、1月に6日を限度、退院時費用との併算定不可、 外泊の初日・最終日には算定不可	800単位
他科受診時費用（1日につき） ・入院患者に対し専門的な診療が必要になったとき、1月に4日を限度、 ・外泊時費用・試行的退院サービス費との併算定不可	362単位
従来型個室に入院して多床室の単位数を算定する特例 ・感染等により必要がある場合（30日以内） ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 ・著しい精神症状等により必要があると医師が判断した場合	—
初期加算（1日につき） ・入院から30日以内	30単位
（一）退院時等指導加算 a 退院前訪問指導加算 ・入院期間が1月を超えると予測される入所者 ・入院中1回（入所早期にあつては2回） b 退院後訪問指導加算 ・入居者の退所後30日以内に、居宅を訪問し相談援助を行った場合 c 退院時指導加算 ・入院期間が1ヶ月を超えるもの、退院時に本人・家族に退院後の指導 d 退院時情報提供加算 ・入所期間が1ヶ月を超えるもの、退院後の主治医に対し情報提供 （退院時1回） e 退院前連携加算 ・ケアマネと退院前から連携（退院前1回）	a 460単位 b 460単位 c 400単位 d 500単位 e 500単位
（二）老人訪問看護指示加算 ・1人に月1回を限度、訪看ステーション、定期循環・随時対応型事業所、小規模 多機能事業所に対し退院後の訪問看護指示を行った場合	（二） 300単位

介護保険施設等

介護療養型医療施設：共通③

▶ その他の加減算

項目名	単位数
栄養マネジメント加算（1日につき） ・管理栄養士が継続的に入院者ごとの栄養管理を行った場合 <施設基準> ・常勤の管理栄養士 1名以上、 ・入所時に栄養状態を把握し医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・ケアマネその他の職種が共同して接触・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成 ・栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている ・栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、計画の見直しを行う	認知療養 14単位
経口移行加算 ※栄養マネジメント加算を算定必須、180日を限度（原則） ・経口移行計画策定、 ・医師の指示を受けた管理栄養士等による栄養管理又はS T又は看護師等による支援が行われた場合	認知療養 28単位
在宅復帰支援機能加算（1日につき） ・入院者の家族との連絡調整を行っている ・入院者が利用するケアマネに対し入居者にかかる居宅サービスに必要な情報の提供・対処後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている	認知療養 10単位
認知症専門ケア加算（1日につき） (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(1) 3単位 (2) 4単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日につき） ・医師が緊急入院が必要と認めた者、入居日から起算して7日間限度	200単位

▶ ※1 多床室に居住費導入（補足給付）・・・平成27年8月から行う

	食費	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	320+B+α	320+B
負担限度額（利用者負担第3段階）	650	1,310	1,310	820	1,310	320+B	320+B
負担限度額（利用者負担第2段階）	390	820	490	420	490	320+B	320+B
負担限度額（利用者負担第1段階）	300	820	490	320	490	0	0

注1：Bについては、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日

注2：αについては、多床室の入所者に対して質量相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日（実施は平成27年8月から）

サービス別介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、
更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、
労働環境の改善の取組を評価

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%		
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%		

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件 (共通)

- ▶ ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定 (加算算定額以上の改善案)
- ▶ ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ▶ ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ▶ ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ▶ ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ▶ ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 共通項目に加え下記⑦⑧を実施

- ▶ ⑦ (1) 介護職員の職務規定がある (賃金規定を含む)、(2) 書面で職員に通知している、(3) 資質の向上の研修計画・実施等、(4) 研修計画等の職員への周知などを実施している
- ▶ ⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2)、⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2) 又は⑧を実施

▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) : 共通項目のみ実施

サービス提供体制強化加算

▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) ロ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援Ⅰ】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援Ⅱ】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型：夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 500 単位/月

- ▶ (※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。